

社労士法人 大竹事務所 通信

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD三休橋 301
電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795
e-mail：buri@ares.eonet.ne.jp
URL：http://osaka-otake.com/

2024年3月(Vol.204)

「令和6年分所得税の定額減税」の特設サイトが開設

「令和6年度税制改正大綱」（令和5年12月22日閣議決定）で、岸田内閣が先に掲げた、令和6年分の所得税額から一定額が控除される定額減税が盛り込まれました。法案が成立すれば、給与所得者については令和6年6月1日以後最初に支払う給与等についての源泉徴収を行う際から実施されることとなります。金額は、1人あたり3万円、同一生計配偶者および扶養親族がいる場合は1人につき3万円の合計額です。

◆定額減税特設サイト

法案成立前でも、給与計算担当者（源泉徴収義務者）が早期に準備に着手できるよう、国税庁は特設サイトを設け、1月30日に各種パンフレット・資料等を、そして2月5日にQ&Aを公表しました。

【国税庁「定額減税 特設サイト」】

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

◆「令和6年分所得税の定額減税のしかた」

パンフレットは、1.定額現在の概要、2.給与の支払者の事務のあらまし、3.月次減税事務の手順、4.年調減税事務の手順、5.源泉徴収票への表示について、全16頁で解説されています。

【同「令和6年分所得税の定額減税のしかた」】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>

◆「令和6年分所得税の定額減税Q&A」

Q&Aは、制度の概要、対象者の選定、月次減額の方法、年調減税の方法、源泉徴収票・給与支払明細書等への記載方法等、全23頁、計59のQ&Aから構成されています。

【同「令和6年分所得税の定額減税Q&A」】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

今回の定額減税は、給与計算実務に直接の影響がある内容ですので、資料やQ&Aを参考に、あらかじめ手順を確認しておくといでしょう。

外国人労働者数が初の200万人超え ～厚生労働省のまとめより

厚生労働省は1月26日、令和5年10月末時点の外国人雇用についての届出状況の取りまとめを公表しました。

国内で働く外国人は昨年10月末時点で前年と比べ12.4%増えて、204万8,675人に上り、平成25年から11年連続で過去最多を更新しました。外国人労働者の増加率はコロナ禍前の水準にまで回復しています。また、比較可能な平成20年以降、200万人を超えるのは初めてです。

◆外国人労働者数は過去最高を更新

外国人労働者数は204万8,675人で、前年比で22万5,950人増加し、届出が義務化された平成19年以降、過去最高を更新しました。対前年増加率は12.4%と、前年の5.5%から6.9ポイント上昇しています。

◆外国人を雇用する事業所数も過去最高を更新

外国人を雇用する事業所数は31万8,775所で、前年比1万9,985所増加し、届出の義務化以降、こちらも過去最高を更新しています。対前年増加率は6.7%と、前年の4.8%から1.9ポイントの上昇でした。

◆国籍別では、ベトナムが昨年同様に最多

国籍別では、ベトナムが最も多く51万8,364人で、外国人労働者数全体の25.3%を占めています。次いで中国39万7,918人（全体の19.4%）、

フィリピン 22万 6,846 人（全体の 11.1%）の順となっています。

対前年増加率が高かったのは、インドネシア（56.0%増）、次いでミャンマー（49.9%増）、ネパール（23.2%増）の順となっています。

◆在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が前年比最多の増加率

在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が対前年増加率として最も大きく 59万 5,904 人で、前年比 11万 5,955 人（24.2%）の増加、次いで「技能実習」が 41万 2,501 人で、前年比 6万 9,247 人（20.2%）増加、「資格外活動」が 35万 2,581 人で、前年比 2万 1,671 人（6.5%）の増加でした。

【厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年 10月末時点）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37084.html

「フリーランスに係る取引の適正化に関する検討会」報告書

特定受託事業者（フリーランス）に係る取引の適正化等に関する法律（以下、「本法」といいます）の施行に向けて、政令または公正取引委員会規則で定めるとされている事項について、公正取引委員会は、各業種における取引実態を踏まえ、特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会がとりまとめた報告書を公表しました。

◆業務委託をした場合に明示しなければならない事項（本法3条1項）

本法3条1項では、業務委託事業者が特定受託事業者者に業務委託をした場合、公正取引委員会規則に定める事項を明示しなければならないとされています。この公正取引委員会規則に定める事項について、下請法や業法・業界の慣行とそろえるべきとの意見により、下記の事項とすることが適当と示されました。

- ① 業務委託事業者および特定受託事業者の商号、名称等
- ② 業務委託をした日

- ③ 特定受託事業者の給付・役務を受領する期日
- ④ 特定受託事業者の給付を受領する場所
- ⑤ 給付・役務の内容を検査する場合は、検査完了期日
- ⑥ 報酬をデジタル払い（報酬の資金移動業者の口座への支払い）する場合に必要な事項

◆規定の対象となる業務委託の期間（本法5条1項柱書）

本法第5条では、特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し、業務委託をした場合にしなければならない行為を定めています。この規定の対象となる業務委託は、政令で定める期間以上の期間行うもの（契約の更新により、期間以上継続して行うこととなるものを含まず）に限定されており、この具体的な期間は「1か月」とすることが適当と示されました。

報告書では、上記2点のほか、任意事項とされる電磁的方法による明示の認否や、再委託する場合の取扱いについても方針が示されています。フリーランスとの取引がある場合は、新法の施行までに準備を進めていきましょう。

【公正取引委員会『特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会』報告書について】

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240119_1_fl_report.html

介護離職、支援制度利用の現状と対策の必要性

◆介護離職に関するアンケート結果

東京商工リサーチが行った「介護離職に関するアンケート」の結果によると、2023年8月までの1年間に介護離職が発生した企業は 10.1%あったそうです。離職してしまった従業員の属性は、正社員が 65.3%を占めています。

一般的には、50歳代から親の介護を担う必要が高まる傾向にあります。つまり、働き盛りの中堅以上の従業員が、介護のために離職してしまう可能性が高まるということです。

◆制度の利用状況

一方、同調査では、介護休業または介護休暇の利用状況についての結果も示されています。介護離職した

従業員の半数以上（54.5%）が、介護休業または介護休暇を利用していなかったことがわかりました。

仕事と介護の両立支援をマニュアルなどで明文化している企業は50.2%あったとのことですので、従業員への制度周知や会社による利用の働きかけの不足、従業員が周囲に遠慮してしまい休暇が取りにくいといった状況がうかがえます。

◆育児・介護休業法の改正予定

2024年の通常国会で、育児・介護休業法の改正が予定されています。

従業員への介護に関する情報提供や制度選択の意向確認の義務化などが検討されているほか、休業制度の利用を促すための研修や相談窓口の設置を求めるとも議論されるようです。

「介護のことは従業員個人の問題」という意識だったり、介護に限らずそもそも休暇が取りにくかったりというのでは人を採用できる会社にはなれない、という時代になっているようです。今後の法改正の動向も見ながら、従業員の介護離職による損失を防ぐ方策をしっかりと考えていきたいですね。

【東京商工リサーチ「介護離職に関するアンケート」調査】

https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198090_1527.html

3月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告
[市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]

- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

4月1日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

編集後記

3月、年度末です。1月と2月はどこに行った？と、いつも思うほど月日が経つのは早いです。

暖かい日が増えてくるともれなくやってくるのが“花粉”です。花粉症の方にはつらいシーズンがやってきました。環境省・厚生労働省が出している『花粉症対策～スギ花粉症について日常生活でできること』というリーフレットには、様々な花粉対策が記載されています。ご興味のある方は覗いてみてください。

<https://www.env.go.jp/content/000194676.pdf>

今月も最後までお読みくださり、ありがとうございました。(R.O)

スタッフブログより

【求人票の書き方って？】

先日、東京で開催された【IPO 労務勉強会】に参加し、多くの社労士さんと交流する機会に恵まれました。

2年間、一緒に勉強してきた仲間の社労士さん達（ほとんど東京の方）とお会いできるのを楽しみにしていました。

その勉強会では、「IPO」に伴う労務監査について、まさに現場で起きているキレッキレのお話ばかりで、時間があっという間に過ぎていきました。

そしてメインテーマとは別に、特に印象深かったことがありました。懇親会でお会いしたある先生からの採用に関するものです。

「求職者が最も重視するのは、『誰と働くか』ではないでしょうか？」という問いかけから始まった話は、私にとって目から鱗でした。

もちろん、給与や休日、労働時間、仕事内容も大切ですが、それ以上に、職場の人々や日々の人間関係が、求職者にとっては最も知りたい情報であることを教えて頂きました。

人材採用の際には、「誰と働くか」という視点を忘れずに、より魅力的な職場環境の構築を目指しましょう。

M先生、貴重なお話をありがとうございました！

おおたけ（2024-02-26）

「意識的に行動を取る」ことで、さらに業務の範囲が広がるかもしれないという想いに至った瞬間でもありました。日々勉強です^^。

おぎの（2024-02-26）

【弁護士さんとの交流会に参加しました】

先日、大阪府社労士会の有志の方と大阪弁護士会の委員会さんとの共同企画で、弁護士さんとの交流会（第8回）に参加してきました。

コロナ禍で一時休止されていたものの、数年前より続けられている企画とのことでした。

会に参加して、何名かの弁護士さんとお話させて頂くことができました。

同年代の社労士さんや弁護士さんとグループを作って、あれこれ交流ができるようになったら良いなと思えました。

今後はそんな動き方もしていきたいと考えています。

にしぐち（2024-02-27）

【人に関心を持つ】

皆さん、人に関心を持っていらっしゃるでしょうか。

私はというと…、どうでしょう。その時々によるのかもしれない。

先日ある生命保険の営業マンの方とお食事をする機会があり、

会話の流れから「お相手へに関心を持つことを心掛けることで、目の前の方のお話を聞きたい質問したいという気持ちになった」というお話を聞きました。

私はその言葉を聞いた時に、自分は無意識に人と会話をしているのか？と行動を振り返りました。